

我孫子市の市民活動支援事業

荒井茂男(我孫子市市民活動支援課長)

我孫子市市民活動支援課の名前を聞いて多くの方に期待をされるのですが、今日この自治体でも市民活動支援ということに取り組んでいます。

行政と住民の関係は高度成長期までは対立的でした。それが自治体の政策・まちづくりに住民が「参画」し、現在は「協働」する時代になってきています。

我孫子は首都圏のベッドタウンということで昭和45年に4万9000人だった人口が54年には9万9000人に倍増し、平成元年には12万人になったのですが、それ以降伸びは

ありません。そういう中で、新たなコミュニティ施策、住民参加のまちづくりをどうするか、を我孫子市としては取り組んできています。

今年を初年度して第3次総合計画がスタートしています。その中で、大きな柱の一つとして「市民の自主的なまちづくり活動への支援」を位置づけて協働のまちづくりを推進しようというようにしています。

なぜこのようになったかという、先ほどお話しした昭和40年代に開発で人口が増えて、このとき流入した人たちが60歳以上になって定年を迎えはじめています。

4年位前から今後10年後まで毎年1000人位60歳になる人が誕生していくこととなります。この方たちをどうまちづくりに関わってもらうかを市として考えております。平成9年に50代の男性にアンケートをとると、「退職後は地域で社会貢献活動をしたい、また起業もしたい」という意向が強いことがわかりました。平成12年3月に「市民公益活動・市民事業支援指針」を策定し、市民





活動支援課が誕生したわけです。

そういう中で、市民の要望として一番の要望は「自分たちが活動する拠点をつくってほしい、講座・研修会をやってもらいたい、財政的な支援が欲しい」ということだったので、13年6月に「市民活動センター」をオープンしました。これは財政が厳しいということで、市民会館の空いたレストランを少しのお金で改装してつくったものです。14年4月には社会福祉協議会が設置したボランティアセンターを統合し、社協と市が共同で支援センターを設置し、市民も入って運営協議会をつくることにしました。

市民向け施策としては、企画立案・運営まで行政と市民・NPOが一緒に行う市民活動講座があります。

市民団体への活動援助としては、既存の補助金はすべて11年度で廃止し、公平性・透明性を高め、法人に限らず市民活動団体を対象に、市民5人の検討委員会で審査し最長で3年とする市補助金公募制度を平成12年にスタートしました。現在3年が経ち見直しを進めていますが、この中では、公募補助金をもらった団体が補助金により活動がどうなったのか自己評価をする仕組みをつく

り、その評価が適正かどうかを所管課が意見書を書き、検討委員会で検討するようになっていきます。

NPO法人の税金の免除ですが、NPO法が成立して条例改正を行っています。ただし、介護保険事業は収益事業に当たり課税の対象になるのですが、我孫子市では「収益事業をしている・いない」にかかわらず法人市民税の減免をしています。

また、昭和59年から市民活動災害補償制度をつくっています。

庁内的には協働のまちづくりに関わる各種の職員研修を市民活動支援課の職員が行っています。また、協働のまちづくりについての調査や庁内での認識の統一を行っています。

